

長野県個人情報保護審査会が1件の答申をしました

長野県個人情報保護審査会は、長野県公安委員会からの保有個人情報不開示決定に関する1件の諮問に対して、答申しました。

今後、この答申を踏まえ、長野県公安委員会が審査請求に対する裁決を行うことになります。

「県警本部等に残る自身の記録」の不開示決定の件

1 審査請求人の主張の概要

郵送による請求の際に住民票の写しの提出が必要なことについては理解したが、本件不開示決定を取り消し、開示決定をすべき。

2 審査会の結論

長野県警察本部長が行った保有個人情報不開示決定は、妥当である。

3 答申の要旨

- ・ 請求書を郵送して開示請求する際には、個人情報の保護に関する法律施行令に基づいて、本人確認書類として、住民票の写しの提出が必要であるところ、審査請求人が当該書類を提出しているという事実は確認できなかった。
- ・ 長野県警察本部長は、当該住民票の写しの送付に関して、審査請求人に対し補正の参考となる情報を提供し、適切な期間を設けた上で、補正要求書で提出を求めていたと認められる。
- ・ 審査請求人が当該補正要求に応じなかったことから、請求書の形式上の不備があるとして長野県警察本部長が行った本件不開示決定は、妥当である。

○長野県個人情報保護審査会の答申の詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/soshiki/shingikai/ichiran/kojin-shinsa/toshin.html>



(問合せ先)

担当 総務部 情報公開・法務課 情報公開・文書管理係
大村、山崎、松本

電話 026-235-7059 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2284

F A X 026-235-7370

E-mail kokai@pref.nagano.lg.jp